

## 平成十二年通商産業省令第百十四号

使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の十三第三項第二号の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令を次のように定める。

（溶接部の形状）

第一条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第十一条に掲げる使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものの溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）（以下単に「溶接部」という。）は、安全な形状を有するものでなければならない。

（溶接部の割れ）

第二条 溶接部は、溶接による割れがなく、かつ、割れが生ずるおそれのないものでなければならない。

（溶接部の欠陥）

第三条 溶接部は、溶け込みが十分で、かつ、アンダーカット、オーバーラップ、クレータ、スラグ巻込み、ブローホールその他これらに類する欠陥であつて健全な溶接部の確保に有害なものがないものでなければならない。

（溶接部の強度）

第四条 溶接部は、健全な溶接部の確保のために十分な強度を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。